

改正案	現行
<p>（自己資本の額）</p> <p>第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 コア資本に係る調整後非支配株主持分の額</p> <p>四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第十三条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（信用事業命令第十条第二項に規定する親法人等をいう。第六十八條第二項に</p>	<p>（自己資本の額）</p> <p>第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 コア資本に係る調整後少数株主持分の額</p> <p>四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第十三条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（信用事業命令第十条第二項に規定する親法人等をいう。第六十八條第二項に</p>

において同じ。)である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 (略)

2 〓12 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十一条 標準的手法採用組合がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 (略)

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン

て同じ。)である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 (略)

2 〓12 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十一条 標準的手法採用組合がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 (略)

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン

「という。」

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

「という。」

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

二 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）

改正案	現行
<p>（自己資本の額）</p> <p>第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 コア資本に係る調整後非支配株主持分の額</p> <p>四（略）</p> <p>255（略）</p> <p>（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第十三条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバール銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第九条第二項に規定する親法人等をいう。第六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸</p>	<p>（自己資本の額）</p> <p>第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 コア資本に係る調整後少数株主持分の額</p> <p>四（略）</p> <p>255（略）</p> <p>（調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第十三条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバール銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第九条第二項に規定する親法人等をいう。第六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸借対</p>

借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二（略）

2～12（略）

（カレント・エクスポージャー方式）

第五十一条 標準的手法採用組合がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2（略）

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二（略）

2～12（略）

（カレント・エクスポージャー方式）

第五十一条 標準的手法採用組合がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2（略）

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) (略)

二 (略)

三 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）

改正案	現行
<p>（普通出資等Tier 1資本の額）</p> <p>第五条 第二条第一号の算式において、普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 普通出資等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額</p> <p>2と4（略）</p> <p>（その他Tier 1資本の額）</p> <p>第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする</p> <p>一と三（略）</p> <p>四 その他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額</p> <p>2と5（略）</p> <p>（Tier 2資本の額）</p> <p>第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限ま</p>	<p>（普通出資等Tier 1資本の額）</p> <p>第五条 第二条第一号の算式において、普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 普通出資等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額</p> <p>2と4（略）</p> <p>（その他Tier 1資本の額）</p> <p>第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする</p> <p>一と三（略）</p> <p>四 その他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額</p> <p>2と5（略）</p> <p>（Tier 2資本の額）</p> <p>第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限ま</p>

での期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇三 (略)

四 Tier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額

五 (略)

2〇5 (略)

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第三号、第六条第一項第四号及び前条第一項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等（特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第四十一条及び第三百三十一条の二第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の非支配株主持分相当普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（

での期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇三 (略)

四 Tier 2資本に係る調整後少数株主持分等の額

五 (略)

2〇5 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第三号、第六条第一項第四号及び前条第一項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等（特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第四十一条及び第三百三十一条の二第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の少数株主持分相当普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額

当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通出資等Tier1資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の非支配株主持分相当普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ (略)

二 第六条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額(第十八条第一項第三号に掲げる額を除く。))の合計額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の非支配株主持分相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額とする。

が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通出資等Tier1資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ (略)

二 第六条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額(第十八条第一項第三号に掲げる額を除く。))の合計額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

三 前条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第三号に掲げる額を除く。）の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下、第五条第一項第三号及び第六条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2～14 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十六条の二 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にカレント・エクスポージャー方式を用いるときは、次項及び第三項に掲げ

イ・ロ (略)

三 前条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第三号に掲げる額を除く。）の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下、第五条第一項第三号及び第六条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ・ロ (略)

2～14 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十六条の二 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にカレント・エクスポージャー方式を用いるときは、次項及び第三項に掲げ

る額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 (略)

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関（第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5

る額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 (略)

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関（第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上で

—3以上である主体をいう。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十一条 第二百五十七条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

(表略)

(注1) (略)

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した

債券等、金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である債券等をいう。

ある主体をいう。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十一条 第二百五十七条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

(表略)

(注1) (略)

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した

債券等、金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。)、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である債券等をいう。

七 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十二号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（非支配株主持分等に係る経過措置）</p> <p>第六条 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「告示」という。）第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、告示第八条第一項から第三項までの規定により告示第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、告示第六条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額及び告示第七条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（告示第一条第五十二号に規定する連結子法人等をいう。以下この条において同じ。）の普通出資（告示第五条第三項に規定する普通出資をいう。）に対応する部分の額については告示第二条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1</p>	<p>附則</p> <p>（少数株主持分等に係る経過措置）</p> <p>第六条 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（新告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、新告示第八条第一項から第三項までの規定により新告示第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、新告示第六条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額及び新告示第七条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（新告示第一条第五十二号に規定する連結子法人等をいう。以下この条において同じ。）の普通出資（新告示第五条第三項に規定する普通出資をいう。）に対応する部分の額については、新告示第二条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（新告示第六条第四項に規定するその他Tier1</p>

er1資本調達手段（告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（表略）

資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（新告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（表略）

八 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁・農林水産省告示第一号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（非支配株主持分に係る経過措置）</p> <p>第五条 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「農協告示」という。）第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により農協告示第十二条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。</p> <p>（表略）</p> <p>2 農協告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの非支配株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧農協告示第十三条第一項第五号又は第六号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、</p>	<p>附則</p> <p>（少数株主持分に係る経過措置）</p> <p>第五条 新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新農協告示第十二条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。</p> <p>（表略）</p> <p>2 新農協告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧農協告示第十三条第一項第五号又は第六号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、</p>

農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「漁協告示」という。）第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により漁協告示第十二条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 漁協告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの非支配株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧漁協告示第十三条第一項第四号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新漁協告示第十二条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 新漁協告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧漁協告示第十三条第一項第四号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。